秋田市立下北手小学校いじめ防止基本方針

１　いじめの定義と基本的な考え方

（１）いじめの定義

> いじめとは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
>
> ※いじめ防止対策推進法第一章総則（定義）より

（２）基本的な考えといじめの理解

いじめは人間の尊厳を脅かし，人権を侵害するものであり，決して許されない行為です。子どもたちをいじめから守るためには，いじめについて，次のように理解することが重要です。

〇いじめは，どの子どもにも，また，時と場所を問わずに起こりうること
〇いじめは，人権侵害であり，人として絶対に許されないこと
〇いじめは，刑事罰が課せられたり，損害賠償責任が発生したりする不法行為であること
〇いじめは，子どもが入れ替わりながら，加害も被害も両方経験する場合があること
〇いじめは，見ようとしなければ，見えないこと
〇いじめは，いじめられている子どもにも問題があるとの考え方では解決しないこと
〇いじめは，加害者と被害者の関係だけでなく，周りではやし立てる子ども，見て見ぬふりをしている子どもの存在など，集団全体に関わる問題であること
〇いじめは，学校，家庭，地域が，一体となって取り組むべき問題であること

本校では，このような理解に立ち，子どもと子ども，子どもと教職員，保護者と教職員の信頼関係を深め，いじめの未然防止に努めます。また，日ごろから子どもの人間関係を把握し，ささいな変化やわずかな兆候を見逃さず，いじめの早期発見に努めます。

子ども同士のトラブルが起きたときは，いじめかどうかの議論に終始するのではなく，子どもの心情を理解しつつ，あるべき行動の仕方や問題解決に向けた具体的な対処法などを発達の段階に応じて指導します。

いじめが起きた際には，いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添いつつ，いじめた子どもに心からの反省を促し，いじめを受けた子どもが安心して学校生活を送れるようになるまで，支援を続けます。

２　いじめの未然防止のための取組

子ども一人一人の規範意識を高めることができるように，家庭や地域と連携した道徳教育の充実を図るとともに，自分の役割と責任の自覚を促し，集団の一員としての達成感や成就感を味わうことができるように，人間関係を築く力を高める体験活動の充実を図ります。また，自分の進歩や成長を実感し，子ども一人一人が活躍できる「分かる・できる授業」づくりに取り組みます。更に，子どもや保護者の言葉に耳を傾け，その気持ちを共感的に受け止めたり，集団の中でも子どもの様子や言動に注目し，集団における人間関係などの特徴をとらえたりするなど，日常的な関わりを通した児童理解に努めます。

（１）「学校いじめ防止基本方針」の全職員の共通理解

・「学校いじめ防止基本方針」については，年度当初に全職員にその内容を説明して共通理解を図り，方針に沿って全校体制でいじめの未然防止に取り組めるようにします。

（２）互いに心が通い合う学級づくり・集団づくりの推進

・授業をはじめ，あらゆる活動の中で，一人一人が所属感と連帯感をもち，互いに認め合い，思いやりをもって尊重し合う学級づくりに努めながら，望ましい集団形成を目指します。

（３）家庭や地域と連携した道徳教育の充実

・道徳の授業を保護者や地域の方に公開したり，授業に直接的・間接的に参加してもらったりしながら，連携して道徳教育に取り組みます。
・ＰＴＡの全体会や学級懇談，地域の連絡協議会などで，子どもの生活状況や家庭でのしつけ等について話題にし，学校，家庭，地域が担うべき役割について共通理解を図ります。
・外部の専門家を招いた講習会などを実施し，教職員・保護者のいじめ防止や対応について理解を深めます。

（４）特別活動の充実

・協力して諸問題を解決しようとする意欲・態度を培うことができるように，学級会での話合い活動の充実を図ります。また，下学年に対する思いやりや，上学年に対する感謝の気持ちをもつことができるように，児童会による集会活動や縦割り活動の内容を工夫します。
・児童委員会によるいじめ防止の呼び掛けなど，児童主体の活動に取り組みます。

（５）体験活動の充実

・自分と友達の違いやよさに気付き，協力して目標を達成する喜びを味わうことができるように，宿泊体験学習，修学旅行，校外学習等の体験活動の充実を図ります。

（６）「分かる・できる授業」づくりの推進

・子ども一人一人が，満足感や達成感を味わうことができるように，すべての子どもが活躍できる場面設定や一人一人の状況に応じた指導，進歩や成長を実感できる振り返りなど，「分かる・できる授業」づくりを進めます。

（７）日常的な関わりをとおした児童理解

・授業中はもちろん，休み時間や放課後にもできるだけ多くの子どもたちに語りかけ，一人一人の様子を観察することで，わずかな変化にも気付けるように心掛けます。

（８）情報モラル指導の充実

・「ゲーム・スマホ・ケータイ・パソコンの約束」をはじめとして，学校や家庭におけるインターネットを安全に利用するための留意事項について，周知・徹底を図ります。
・専門的な知識をもった講師を招いて,情報モラルに関わる防犯教室を実施します。

（９）小中一貫した考えに立った交流活動

・「下北手の子五箇条」（小中共通の生活目標）に基づいた行動ができるように，支援します。
・ＳＪＥ会議（小学校代表委員会・中学校生徒会合同会議）を実施して，小中互いの共通理解を図りながら，学校生活の向上を図ります。

３　いじめの早期発見の取組

日頃から子どもとのコミュニケーションを深め,信頼関係を構築するとともに,複数の教師による観察等を通し，ささいな変化やわずかな兆候を見逃さないように努めます。

いじめの認知にあたっては，次のような事案であっても，子どもの感じる被害性などに着目し，事実確認を行います。

〇けんかしたり，ふざけ合ったりしている場合
〇好意から行った行為が意図せずに相手側の子どもに苦痛を感じさせてしまった場合
〇いじめられている状況が認められても，本人がそれを否定する場合
〇インターネット上で悪口を書かれたことを本人が知らずにいる場合

（１）いじめアンケートの実施

・毎月行ういじめアンケートの他，必要に応じて，状況を的確に把握するためのアンケートや面接を実施します。

（２）児童個人面談及び保護者面談の実施

・年２回（６・１１月），学級担任が面談を通して，子どもの悩みや不安を聞き取ります。また，年２回（７月全員，１２月希望者），学級担任が保護者との面談を通して，子どもの様子を聞きます。

（３）相談窓口の周知

・学級担任以外に，複数の相談窓口（教頭，教務主任，生徒指導主事，養護教諭，特別支援教育コーディネーター）を設置して，子どもや保護者がその状況に応じて，安心して相談できるようにします。

（４）「下北手小学校いじめ防止・対策委員会」での情報共有と迅速な対応

・子どものささいな兆候や子どもからの訴えを学級担任などが抱え込まず，管理職に報告・相談するとともに，「下北手小学校いじめ防止・対策委員会」において，その情報を共有し，学校全体で適切かつ迅速に対応します。

４　いじめへの組織的対応

学級担任が一人で抱え込むことなく，支援チームを作り対応します。また，特定の教職員が，いじめに係る情報を抱え込み，いじめ防止・対策委員会に報告を行わないことは，いじめ防止対策推進法に違反し得ることを周知します。

対応に当たっては，いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添うとともに，いじめた子どもに対しては，毅然とした指導により，心からの反省を促します。また，いじめた子ども，いじめを受けた子ども双方の保護者に，指導内容を含め，適切に情報を提供しながら，協力して解決を図ります。

（１）対応策の検討と役割分担

・「下北手小学校いじめ防止・対策委員会」で，どの教師がどの子どもに対応するかなど，具体的に役割・分担を決めます。

（２）迅速な実態把握と適切な指導・支援

・いじめた子ども，いじめを受けた子ども双方から聞き取った内容の整合性を図り，状況を正確に把握します。
・いじめを受けた子ども及び保護者の心情に寄り添い，心のケアを図ります。
・いじめた子どもに対する毅然とした指導を通して，心からの反省を促します。

（３）スクールカウンセラー，関係機関との連携・調整

・状況に応じてスクールカウンセラーを活用するなど，教育相談体制の充実を図ります。
・状況に応じて，関係機関（警察，法務局，教育委員会等）と連携を図ります。
・犯罪行為と思われる事案が発生した際には，ためらわず警察との連携を図ります。

（４）保護者との連携

・いじめの内容を正確に伝え，指導方針を説明して理解や協力を得るよう努めるとともに，対応の経過や事後の子どもの状況等について，適切に情報を提供します。
・いじめた子ども，いじめを受けた子ども双方の保護者と協議しながら，いじめを受けた子どもが安心して学校生活を送れるようになるまで支援を継続します。
・いじめが解消した状態になっても，いじめが再発する可能性があることを十分に踏まえ，いじめを受けた子ども及びいじめた子どもについては，日常的に保護者と連携しながら，注意深く観察していきます。
・いじめが解消した状態とは，いじめを受けた子どもに対する心理的・物理的な影響を与える行為が３か月以上止んでいること，かついじめを受けた子どもが，いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる状態を指します。

（５）記録の蓄積と情報の引き継ぎ

・いじめ対応の記録をファイルに蓄積するとともに，その情報を学年間はもちろん，転校先や進学先へも確実に引き継ぎます。

（６）重大事態への対処

・重大事態が発生した場合は，速やかに教育委員会に報告し，対処について協議します。

５　いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止に向けた取組を組織的に行うため，複数の職員のほか，外部専門家等の参加を得ていじめの防止等の対策のための組織を設置します。

・校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，担任，養護教諭，スクールカウンセラー，学校運営協議会委員（９名）により「下北手小いじめ防止・対策委員会」を組織します。
・本委員会において，基本方針や年間計画の策定，見直しのほか，いじめ防止に向けた取組状況等について協議し，いじめが起きにくい，いじめを許さない環境づくりに努めます。
・日常の取組については，本委員会で情報の共有や個別のいじめ事案における対策方針の決定，対応状況の確認等を行います。

６　いじめ防止に向けた保護者と地域の連携

校報やＰＴＡなどを通して，学校のいじめ防止に向けての取組を十分に説明して「学校いじめ防止基本方針」の周知を徹底するとともに，保護者や地域の方々と協議し，子どもを守る体制づくりに努めます。

（１）校報等による情報発信
・学校内外で起こっているいじめを含めた問題行動について情報を提供するとともに，保護者と共に考えるようにします。

（２）全校・学年ＰＴＡにおける説明・協議
・全校・学年における現在の状況を説明するとともに，保護者からの情報提供を踏まえ，協議します。

（３）講演会等の実施
・外部から専門家を招いて，講演会などを開催します。

（４）児童センター・クラブとの情報交換
・毎週，教職員が輪番で児童センター・クラブに直接足を運び，子どもたちの様子について情報交換を行い，連携を図りながら支援に当たります。

（５）地域巡回の実施
・毎週，教職員が輪番で地域を巡回して，子どもたちの様子や危険箇所等を観察します。

（６）ホームページの活用
・学校の取組を随時更新し，子どもの活動を紹介します。

（７）相談窓口，相談機関の周知
・学校以外の相談窓口や救済制度などを紹介します。

7　年間計画

PDCA サイクルによる取組　＊ **D** は全教育活動を通じて行う

月	生徒指導関連　各学年活動・行事等		委　員　会
4	○職員会議及び校内各担当者会議	**P**	いじめ防止・対策委員会
	○前学期始業式・１年間の生活についての生徒指導 （講話等・「下北手小のやくそく」配付）	**D**	
	○全校ＰＴＡ①	**D**	
	○１年生を迎える会	**D**	
	○いじめアンケート	**C**	
5	○ゴールデンウィークに向けての生徒指導（通信等配付）	**A**	いじめ防止・対策委員会
	○子どもを語る会Ｉ	**P**	
	○縦割り活動①	**D**	
	○第１回学校生活アンケート（いじめアンケート含む）	**C**	
	○小中連携会議①	**A**	
6	○児童個人面談１回目	**A**	いじめ防止・対策委員会
	○修学旅行	**D**	
	○各学年校外体験学習	**D**	
	○いじめアンケート	**C**	
7	○全校ＰＴＡ②		
	○夏休み前の全校集会・夏休みに向けての生徒指導 （講話等・「夏休みのやくそく」配付）	**A**	**いじめ防止・対策委員会** **７／１５（火）　P**
	○保護者面談１回目	**A**	（構成員全体会議）
	○いじめアンケート	**C**	＊学校運営協議会委員参加
	○防犯教室	**A**	
8	○いじめ状況調査報告（７月中間調査）		
	○夏休み明け学団集会（「夏休みのやくそく」を基に振り返り）	**C**	
	○いじめアンケート	**C**	
9	○縦割り活動②	**D**	いじめ防止・対策委員会
	○地区民体育祭　（縦割り色別チーム活動）	**D**	
	○第２回学校生活アンケート（いじめアンケート含む）	**C**	
10	○野外体験活動	**D**	いじめ防止・対策委員会
	○前学期終業式・秋休みに向けての生徒指導（講話等）	**A**	
	○後学期始業式・後学期に向けての生徒指導（講話等）	**A**	
	○縦割り活動③	**D**	
	○いじめアンケート	**C**	

11	○学習発表会 **D** ○**第３回学校生活アンケート**（いじめアンケート含む） **C** ○児童個人面談２回目 **A**	いじめ防止・対策委員会
12	○全校ＰＴＡ③ **D** ○保護者面談２回（１～５年希望者，６年全員） **A** ○冬休み前の全校集会・冬休みに向けての生徒指導 **A** （講話等・「冬休みのやくそく」配付） ○いじめアンケート **C**	いじめ防止・対策委員会
1	○いじめ状況調査報告（１２月中間調査） ○冬休み明け学団集会（「冬休みのやくそく」を基に振り返り）**C** ○小中連携会議② **A** ○いじめアンケート **C**	**いじめ防止・対策委員会** **１／１９（水） P** （構成員全体会議） ＊学校運営協議会委員参加
2	○全校ＰＴＡ④ **D** ○６年生を送る会 **D** ○いじめアンケート **C**	いじめ防止・対策委員会
3	○子どもを語る会Ⅱ **P** ○卒業式（「春休みのやくそく」配付） **A** ○「下北手小のやくそく」を基に，一年間の振り返り **C** ○修了式・春休みに向けての生徒指導 （講話等・「春休みのやくそく」配付）**A** ○いじめアンケート **C**	いじめ防止・対策委員会

☆通年の取組として，毎週，教職員が輪番で児童センター・クラブに直接足を運んで情報交換をするとともに，地域を巡回して子どもたちの様子を観察する。

＊全体計画以外にも常にＰＤＣＡサイクルを意識して改善に努める。
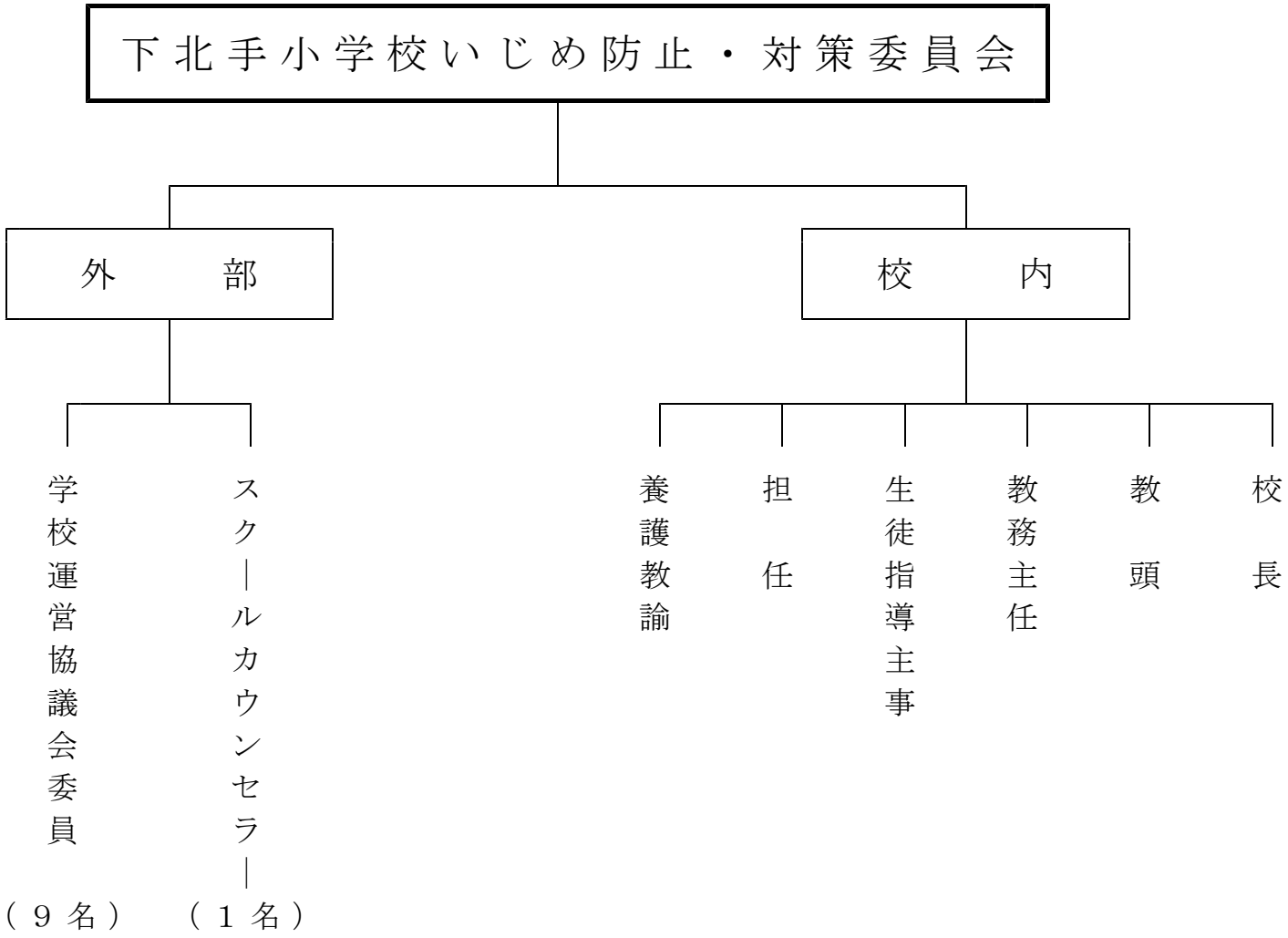
下北手小学校いじめ防止・対策委員会組織図